

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)						新条文 (令和4年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	2	27	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(平成29年1月30日 国技建管第10号)に基づき実施しなければならない。	1	1	1	2	27	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」(令和3年3月26日 国技建管第21号)に基づき実施しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	5	1	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメールし、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。なお、受注時登録は、入札情報サービス(PPI)の入札結果に添付されている携帯用XMLデータを利用して登録することが望ましい。登録対象は、工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。	1	1	1	5	1	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメールし、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。なお、受注時登録は、入札情報サービス(PPI)の入札結果に添付されている携帯用XMLデータを利用して登録することが望ましい。登録対象は、工事請負代金額が500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事等とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が10日(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。	運用を追加
1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」(令和3年3月11日改正 建業第335号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」(令和4年3月16日改正 建業第338号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)						新条文 (令和4年7月版)						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」(令和3年3月11日改正 建業第335号)に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」(令和4年3月16日改正 建経業第338号)に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	14	1	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	1	1	1	14	1	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。設計変更の具体的な考え方や手続きについては、「静岡県設計変更ガイドライン(土木工事編)(平成28年4月)」によることとする。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	18	7	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場に搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	1	1	1	18	7	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土を工事現場に搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
						1	1	1	23	9	受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、最新版の「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づくこととする。なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「静岡県情報共有システム機能要件書」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。	新規追加
						1	1	1	23	10	受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。	新規追加

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)						新条文 (令和4年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	26	1	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	25	受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（平成29年6月改正法律第55号）海上衝突予防法（平成15年6月改正法律第63号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは、その写を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	26	25	受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（令和3年6月改正法律第53号）海上衝突予防法（平成15年6月改正法律第63号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正法律第43号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは、その写を監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	30	6	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 （中略）	1	1	1	30	6	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 （中略）	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)						新条文 (令和4年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	30	9	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	30	9	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)					新条文 (令和4年7月版)					改定理由	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文
1	1	1	32	15	1	1	1	32	15		規則と整合させるため修正
										<p>(2) 交通誘導員</p> <p>①受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。</p> <p>②受注者は、現道上または現道に近接して行う工事で、やむを得ず工食用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。</p> <p>③受注者は、法律または公安委員会認定路線及び関係機関から指示された場合は1 規制につき、交通誘導員のうち1人は「警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（以下「交通誘導員A」という。）としなければならない。</p> <p>④受注者は、交通誘導員Aの配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。</p> <p>⑤警備業法の規定に基づき静岡県公安委員会が必要と認める路線（平成27年3月13日静岡県公安委員会告示第27号）で行う交通誘導警備業務を除き、受注者は交通誘導員Aが配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者（交通誘導員A相当）とすることができる。その場合は、経歴書を保管し、監督員から請求があった場合は速やかに提示するものとする。</p> <p>⑥道路交通法または警備業法の規定に基づき静岡県公安委員会が必要と認める路線で行う交通誘導警備業務を除き、発注者が現場状況から交通誘導員Aの配置が必要ないと判断される場合は、配置する交通誘導員をすべて「警備業法の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者」（「交通誘導員B」という。）とすることができるものとする。</p>	<p>(2) 交通誘導警備員</p> <p>①受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。</p> <p>②受注者は、現道上または現道に近接して行う工事で、やむを得ず工食用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。</p> <p>③受注者は、法律または公安委員会認定路線及び関係機関から指示された場合は交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備員のうち1人は「警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（以下「交通誘導警備員A」という。）としなければならない。</p> <p>④受注者は、交通誘導警備員Aの配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。</p> <p>⑤警備業法の規定に基づき静岡県公安委員会が必要と認める路線（平成27年3月13日静岡県公安委員会告示第27号）で行う交通誘導警備業務を除き、受注者は交通誘導警備員Aが配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者（交通誘導警備員A相当）とすることができる。その場合は、経歴書を保管し、監督員から請求があった場合は速やかに提示するものとする。</p> <p>⑥道路交通法または警備業法の規定に基づき静岡県公安委員会が必要と認める路線で行う交通誘導警備業務を除き、発注者が現場状況から交通誘導警備員Aの配置が必要ないと判断される場合は、配置する交通誘導警備員をすべて「警備業法の警備員で交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事する者」（「交通誘導警備員B」という。）とすることができるものとする。</p>

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和3年7月版）					新条文（令和4年7月版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	32	14	1	1	1	32	14	（1）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 表1-3（省略）	（1）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和3年6月改正政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 表1-3（省略）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（1）地方自治法（令和3年2月改正法律第5号）	（1）地方自治法（令和3年6月改正法律第82号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（2）建設業法（令和元年6月改正法律第37号）	（2）建設業法（令和3年5月改正法律第48号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（8）雇用保険法（令和2年6月改正法律第54号）	（8）雇用保険法（令和3年6月改正法律第58号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（10）健康保険法（令和2年6月改正法律第52号）	（10）健康保険法（令和3年6月改正法律第66号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（13）出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正法律第63号）	（13）出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正法律第69号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（14）道路法（令和2年6月改正法律第49号）	（14）道路法（令和3年3月改正法律第9号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（17）道路運送車両法（令和2年3月改正法律第5号）	（17）道路運送車両法（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（21）河川法（平成29年6月改正法律第45号）	（21）河川法（令和3年5月改正法律第31号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（24）港則法（平成29年6月改正法律第55号）	（24）港則法（令和3年6月改正法律第53号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（27）下水道法（平成27年5月改正法律第22号）	（27）下水道法（令和3年5月改正法律第31号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（28）航空法（令和2年6月改正法律第61号）	（28）航空法（令和3年6月改正法律第65号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	1	1	34	1	1	（32）環境基本法（平成30年6月改正法律第50号）	（32）環境基本法（令和3年5月改正法律第36号）	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和3年7月版）						新条文（令和4年7月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	34	1	(40) 文化財保護法（令和2年6月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	(40) 文化財保護法（令和3年4月改正法律第22号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(43) 消防法（平成30年6月改正法律第67号）	1	1	1	34	1	(43) 消防法（令和3年5月改正法律第36号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（令和2年6月改正法律第43号）	1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（令和3年5月改正法律第44号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正法律第55号）	1	1	1	34	1	(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(50) 海上交通安全法（平成28年5月改正法律第42号）	1	1	1	34	1	(50) 海上交通安全法（令和3年6月改正法律第53号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(52) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）	1	1	1	34	1	(52) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正法律第43号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(53) 船員法（平成30年6月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	(53) 船員法（令和3年6月改正法律第75号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(55) 船舶安全法（平成29年5月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	(55) 船舶安全法（令和3年5月改正法律第43号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(57) 自然公園法（令和元年6月改正法律第37号）	1	1	1	34	1	(57) 自然公園法（令和3年5月改正法律第29号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正法律第37号）	1	1	1	34	1	(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(59) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号）	1	1	1	34	1	(59) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正法律第36号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(62) 漁業法（令和元年5月改正法律第1号）	1	1	1	34	1	(62) 漁業法（令和3年5月改正法律第47号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法（令和2年6月改正法律第40号）	1	1	1	34	1	(65) 厚生年金保険法（令和3年6月改正法律第66号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(66) 航路標識法（平成28年5月改正法律第42号）	1	1	1	34	1	(66) 航路標識法（令和3年6月改正法律第53号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(70) 所得税法（令和2年3月改正法律第8号）	1	1	1	34	1	(70) 所得税法（令和3年5月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（令和2年6月改正法律第52号）	1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（令和3年6月改正法律第66号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(73) 著作権法（令和2年6月改正法律第48号）	1	1	1	34	1	(73) 著作権法（令和3年6月改正法律第52号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(74) 電波法（令和2年4月改正法律第23号）	1	1	1	34	1	(74) 電波法（令和3年3月改正法律第19号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正法律第14号）	1	1	1	34	1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正法律第58号）	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)						新条文 (令和4年7月版)						改定理由																																													
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																														
1	1	1	34	1	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	34	1	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正法律第37号)	基準類の改定に伴う修正																																													
1	1	1	34	1	(84) 地方税法 (令和3年2月改正法律第5号)	1	1	1	34	1	(84) 地方税法 (令和3年6月改正法律第71号)	基準類の改定に伴う修正																																													
1	1	1	39	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (令和2年6月改正法律第48号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	1	1	1	39	3	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (令和3年6月改正法律第52号第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	基準類の改定に伴う修正																																													
1	1	1	40	5	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書 (発注者用) を工事請負契約締結後1ヶ月以内 (電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内) に、発注者に提出しなければならない。また、 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。	1	1	1	40	5	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書 (発注者用) を工事請負契約締結後1ヶ月以内 (電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内) に、発注者に提出しなければならない。また、 工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																													
1	1	1	45	2	電子納品の運用に当たっては「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン (静岡県 令和3年4月)」 (以下、「ガイドライン」という。) に基づき行う。	1	1	1	45	2	電子納品の運用に当たっては「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン (静岡県 令和4年4月)」 (以下、「ガイドライン」という。) に基づき行う。	基準類の改定に伴う修正																																													
1	2	4	1	17	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">表2-4 伐開除根作業</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td>根元で切り取る</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> <td>〃</td> <td>抜根除去</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	表2-4 伐開除根作業					区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃	1	2	4	1	17	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">表2-4 伐開除根作業</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2">除去</td> <td rowspan="2">抜根除去</td> <td rowspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> </tr> </tbody> </table>	表2-4 伐開除根作業					区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る	基準類と整合させるため修正
表2-4 伐開除根作業																																																									
区 分	種 別																																																								
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																																																					
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左																																																					
盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃																																																					
表2-4 伐開除根作業																																																									
区 分	種 別																																																								
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																																																					
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左																																																					
盛土高1m以下の場合	根からすき取る																																																								
1	3	5	4	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS変更に伴う修正																																													
						1	3	6	5	4	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法 (使用器具や施工方法) を施工前に施工計画書に記載しなければならない。	新規追加																																													

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)						新条文 (令和4年7月版)						改定理由																																																																																																																																																																																																																				
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																																																																																																																																																																																																					
2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	基準類の改定に伴う修正																																																																																																																																																																																																																				
2	2	12	1	1	(1) 標示板 JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)	2	2	12	1	1	(1) 標示板 JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)	JIS変更に伴う修正																																																																																																																																																																																																																				
2	2	12	1	1	<table border="1"> <caption>表2-34 色度範囲</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">色</th> <th colspan="8">色度座標の範囲</th> <th colspan="2">Y値の限界 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="2">4</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> </tr> <tr> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白</td> <td>0.303</td> <td>0.300</td> <td>0.368</td> <td>0.366</td> <td>0.340</td> <td>0.393</td> <td>0.274</td> <td>0.329</td> <td>—</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>0.498</td> <td>0.412</td> <td>0.557</td> <td>0.442</td> <td>0.479</td> <td>0.520</td> <td>0.438</td> <td>0.472</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td>0.500</td> <td>0.353</td> <td>0.600</td> <td>0.280</td> <td>0.720</td> <td>0.280</td> <td>0.631</td> <td>0.369</td> <td>15</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>0.140</td> <td>0.035</td> <td>0.244</td> <td>0.210</td> <td>0.190</td> <td>0.255</td> <td>0.065</td> <td>0.216</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>0.026</td> <td>0.399</td> <td>0.166</td> <td>0.364</td> <td>0.286</td> <td>0.446</td> <td>0.207</td> <td>0.771</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>蛍光黄</td> <td>0.521</td> <td>0.424</td> <td>0.557</td> <td>0.442</td> <td>0.479</td> <td>0.520</td> <td>0.454</td> <td>0.491</td> <td>—</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>シゝカブラン</td> <td>0.330</td> <td>0.340</td> <td>0.390</td> <td>0.480</td> <td>0.470</td> <td>0.380</td> <td>0.400</td> <td>0.290</td> <td>3.0</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色度座標は標準の光D65による ※試験及び測定方法はJIS Z 8722による</p>	色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1		2		3		4		上限	下限	x	y	x	y	x	y	x	y	白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	—	38	黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	45	20	赤	0.500	0.353	0.600	0.280	0.720	0.280	0.631	0.369	15	3	青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	10	1	緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	2	蛍光黄	0.521	0.424	0.557	0.442	0.479	0.520	0.454	0.491	—	40	シゝカブラン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3.0	0.5	2	2	12	1	1	<table border="1"> <caption>表2-34 色度範囲</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">色</th> <th colspan="8">色度座標の範囲</th> <th colspan="2">Y値の限界 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="2">4</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> </tr> <tr> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白</td> <td>0.274</td> <td>0.329</td> <td>0.303</td> <td>0.300</td> <td>0.368</td> <td>0.366</td> <td>0.340</td> <td>0.393</td> <td>—</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>黄</td> <td>0.479</td> <td>0.521</td> <td>0.438</td> <td>0.472</td> <td>0.498</td> <td>0.412</td> <td>0.558</td> <td>0.442</td> <td>—</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td>0.649</td> <td>0.351</td> <td>0.565</td> <td>0.346</td> <td>0.629</td> <td>0.281</td> <td>0.735</td> <td>0.265</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>0.140</td> <td>0.035</td> <td>0.244</td> <td>0.210</td> <td>0.190</td> <td>0.255</td> <td>0.065</td> <td>0.216</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>0.026</td> <td>0.399</td> <td>0.166</td> <td>0.364</td> <td>0.286</td> <td>0.446</td> <td>0.207</td> <td>0.771</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>蛍光黄</td> <td>0.479</td> <td>0.520</td> <td>0.446</td> <td>0.483</td> <td>0.512</td> <td>0.421</td> <td>0.557</td> <td>0.442</td> <td>—</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>シゝカブラン</td> <td>0.330</td> <td>0.340</td> <td>0.390</td> <td>0.480</td> <td>0.470</td> <td>0.380</td> <td>0.400</td> <td>0.290</td> <td>3</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色度座標は標準の光D65による ※試験及び測定方法はJIS Z 9117による</p>	色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1		2		3		4		上限	下限	x	y	x	y	x	y	x	y	白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	—	27	黄	0.479	0.521	0.438	0.472	0.498	0.412	0.558	0.442	—	15	赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	—	3	青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	—	1	緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	—	3	蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.442	—	40	シゝカブラン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3	0.5	JIS変更に伴う修正
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																																																																							
	1		2		3		4		上限	下限																																																																																																																																																																																																																						
	x	y	x	y	x	y	x	y																																																																																																																																																																																																																								
白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	—	38																																																																																																																																																																																																																						
黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	45	20																																																																																																																																																																																																																						
赤	0.500	0.353	0.600	0.280	0.720	0.280	0.631	0.369	15	3																																																																																																																																																																																																																						
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	10	1																																																																																																																																																																																																																						
緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	2																																																																																																																																																																																																																						
蛍光黄	0.521	0.424	0.557	0.442	0.479	0.520	0.454	0.491	—	40																																																																																																																																																																																																																						
シゝカブラン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3.0	0.5																																																																																																																																																																																																																						
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																																																																							
	1		2		3		4		上限	下限																																																																																																																																																																																																																						
	x	y	x	y	x	y	x	y																																																																																																																																																																																																																								
白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	—	27																																																																																																																																																																																																																						
黄	0.479	0.521	0.438	0.472	0.498	0.412	0.558	0.442	—	15																																																																																																																																																																																																																						
赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	—	3																																																																																																																																																																																																																						
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	—	1																																																																																																																																																																																																																						
緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	—	3																																																																																																																																																																																																																						
蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.442	—	40																																																																																																																																																																																																																						
シゝカブラン	0.330	0.340	0.390	0.480	0.470	0.380	0.400	0.290	3	0.5																																																																																																																																																																																																																						
2	2	12	1	1	<table border="1"> <caption>表2-36 色度範囲</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">色</th> <th colspan="8">色度座標の範囲</th> <th colspan="2">Y値の限界 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="2">4</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> </tr> <tr> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白</td> <td>0.303</td> <td>0.300</td> <td>0.368</td> <td>0.366</td> <td>0.340</td> <td>0.393</td> <td>0.274</td> <td>0.329</td> <td>—</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>0.078</td> <td>0.171</td> <td>0.150</td> <td>0.220</td> <td>0.210</td> <td>0.160</td> <td>0.137</td> <td>0.038</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>印刷 淡い赤</td> <td>0.585</td> <td>0.290</td> <td>0.560</td> <td>0.370</td> <td>0.380</td> <td>0.360</td> <td>0.350</td> <td>0.320</td> <td>30</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>印刷 淡い緑</td> <td>0.315</td> <td>0.365</td> <td>0.300</td> <td>0.540</td> <td>0.155</td> <td>0.540</td> <td>0.270</td> <td>0.365</td> <td>32</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>印刷 淡い黄</td> <td>0.510</td> <td>0.450</td> <td>0.520</td> <td>0.390</td> <td>0.370</td> <td>0.365</td> <td>0.330</td> <td>0.440</td> <td>45</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色度座標は標準の光D65による ※試験及び測定方法はJIS Z 8722による</p>	色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1		2		3		4		上限	下限	x	y	x	y	x	y	x	y	白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	—	38	青	0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1	印刷 淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5	印刷 淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9	印刷 淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10	2	2	12	1	1	<table border="1"> <caption>表2-36 色度範囲</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">色</th> <th colspan="8">色度座標の範囲</th> <th colspan="2">Y値の限界 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="2">4</th> <th rowspan="2">上限</th> <th rowspan="2">下限</th> </tr> <tr> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> <th>x</th> <th>y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白</td> <td>0.274</td> <td>0.329</td> <td>0.303</td> <td>0.300</td> <td>0.368</td> <td>0.366</td> <td>0.340</td> <td>0.393</td> <td>—</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>青</td> <td>0.078</td> <td>0.171</td> <td>0.150</td> <td>0.220</td> <td>0.210</td> <td>0.160</td> <td>0.137</td> <td>0.038</td> <td>10</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>印刷 淡い赤</td> <td>0.585</td> <td>0.290</td> <td>0.560</td> <td>0.370</td> <td>0.380</td> <td>0.360</td> <td>0.350</td> <td>0.320</td> <td>30</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>印刷 淡い緑</td> <td>0.315</td> <td>0.365</td> <td>0.300</td> <td>0.540</td> <td>0.155</td> <td>0.540</td> <td>0.270</td> <td>0.365</td> <td>32</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>印刷 淡い黄</td> <td>0.510</td> <td>0.450</td> <td>0.520</td> <td>0.390</td> <td>0.370</td> <td>0.365</td> <td>0.330</td> <td>0.440</td> <td>45</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色度座標は標準の光D65による ※試験及び測定方法はJIS Z 9117による</p>	色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)		1		2		3		4		上限	下限	x	y	x	y	x	y	x	y	白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	—	27	青	0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1	印刷 淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5	印刷 淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9	印刷 淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10	JIS変更に伴う修正																																												
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																																																																							
	1		2		3		4		上限	下限																																																																																																																																																																																																																						
	x	y	x	y	x	y	x	y																																																																																																																																																																																																																								
白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	—	38																																																																																																																																																																																																																						
青	0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1																																																																																																																																																																																																																						
印刷 淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5																																																																																																																																																																																																																						
印刷 淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9																																																																																																																																																																																																																						
印刷 淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10																																																																																																																																																																																																																						
色	色度座標の範囲								Y値の限界 (%)																																																																																																																																																																																																																							
	1		2		3		4		上限	下限																																																																																																																																																																																																																						
	x	y	x	y	x	y	x	y																																																																																																																																																																																																																								
白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	—	27																																																																																																																																																																																																																						
青	0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1																																																																																																																																																																																																																						
印刷 淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5																																																																																																																																																																																																																						
印刷 淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9																																																																																																																																																																																																																						
印刷 淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10																																																																																																																																																																																																																						
2	2	13	2	1	JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)	2	2	13	2	1	JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)	JIS変更に伴う修正																																																																																																																																																																																																																				
3	1	1	6	6	表1-1 段階確認一覧表	3	1	1	6	6	表1-1 段階確認一覧表	新規追加																																																																																																																																																																																																																				
3	2	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	3	2	2	0	0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正																																																																																																																																																																																																																				
3	2	2	0	0	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	3	2	2	0	0	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)	基準類の改定に伴う修正																																																																																																																																																																																																																				

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)						新条文 (令和4年7月版)						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	2	0	0	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定 (平成24年3月))	3	2	2	0	0	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定 (令和3年4月))	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	2	4	(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食強化を図らなければならない。 ①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場合 ③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	3	2	3	2	4	(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い期間 ③海岸に近接する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など) ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長時間滞留または接触する場所	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	2	5	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550 g/m ² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350 g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	2	5	(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZT77) の77 μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZT49) の49 μm (膜厚) 以上としなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	2	6	(2) 支柱 ⑤亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具の亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350 g/m ² (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6	(2) 支柱 ⑤亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具の亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZT49) の49 μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	15	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550 g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450 g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350 g/m ² (方面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	6	15	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZT77) 77 μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) 63 μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZT49) 49 μm (膜厚) 以上としなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)					新条文 (令和4年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
3	2	3	7	3	3	2	3	7	3	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350 g/m ² (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZT49) の49 μm (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。	
3	2	3	15	1	3	2	3	15	1	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
					3	2	3	25	2	受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。		新規追加
					3	2	3	25	3	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。		新規追加
3	2	4	4	13	3	2	4	4	13	(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。	(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規格によらなければならない。	JIS変更に伴う修正
3	2	4	4	13	3	2	4	4	13	(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS変更に伴う修正
3	2	4	4	13	3	2	4	4	13	(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS変更に伴う修正
3	2	4	4	14	3	2	4	4	14	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) 7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) 7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	JIS変更に伴う修正
3	2	6	6	4	3	2	6	6	4	橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)					新条文 (令和4年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
3	2	7	5	4	(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。 ②受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。 ③受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定による。	3	2	7	5	4	(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。 ②受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。 ③受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (既製コンクリートくいの施工標準) の規定による。	JIS変更に伴う修正
3	2	10	16	9	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	3	2	10	16	9	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル (吸入性) 粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	12	7	1	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ②受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550 g/m ² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350 g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	12	7	1	(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ②受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (熔融亜鉛めっき) 2種 (HDZT77) の77 μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZT49) の49 μm (膜厚) 以上としなければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	3	2	0	1	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月)	6	3	2	0	1	国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月)	基準類の改定に伴う修正
6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和3年3月)	6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和4年3月)	基準類の改定に伴う修正
6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)	6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
6	4	2	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)	6	4	2	0	1	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
6	4	2	0	1	国土交通省 機械工事塗装要領 (案) ・同解説 (平成22年4月)	6	4	2	0	1	国土交通省 機械工事塗装要領 (案) ・同解説 (令和3年2月)	基準類の改定に伴う修正
6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは、「機械工事共通仕様書 (案)」 (国土交通省、令和3年3月) の規定による。	6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは、「機械工事共通仕様書 (案)」 (国土交通省、令和4年3月) の規定による。	基準類の改定に伴う修正
6	8	7	2	3	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6	8	7	2	3	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	2	2	0	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	10	2	2	0	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 / ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)					新条文 (令和4年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
						10	2	2	0	1	日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドライン (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
						10	2	2	0	1	日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)	基準類の改定に伴う修正
10	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工」(日本道路協会、平成28年12月)の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧4-1. 施工」(日本道路協会、令和3年3月)の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	4	2	0	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	10	4	2	0	1	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
10	4	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)						(削除)	基準類の改定に伴う修正
10	4	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)	10	4	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋疲労設計便覧 (令和2年9月)	基準類の改定に伴う修正
						10	4	2	0	1	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	新規追加
						10	4	2	0	1	日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)	新規追加
						10	4	2	0	1	日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年10月)	新規追加
						10	5	2	0	1	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	新規追加
						10	5	2	0	1	日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)	新規追加
						10	5	2	0	1	日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年10月)	新規追加
10	6	2	0	1	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	10	6	2	0	1	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)	基準類の改定に伴う修正
10	7	3	6	3	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	7	3	6	3	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	表記修正
10	8	2	0	1	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)						(削除)	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和3年7月版)					新条文 (令和4年7月版)					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
10	8	2	0	1	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	10	8	2	0	1	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)	基準類の改定に伴う修正
10	8	5	6	4	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	4	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	10	2	0	1	日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)	10	10	2	0	1	日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (令和3年3月)	基準類の改定に伴う修正
11	1	10	4	0	伐採工	11	1	10	4	0	樹木伐採・除根工	基準類の改定に伴う修正
						11	1	10	5	0	工事支障木対策工	新規追加
11	1	10	5	0	発生材再利用工	11	1	10	6	0	発生材再利用工	基準類の改定に伴う移動
11	2	5	0	0	樹木整姿工						(削除)	基準類の改定に伴う修正
11	2	6	0	0	公園施設等撤去・移設工	11	2	5	0	0	公園施設等撤去・移設工	基準類の改定に伴う移動
						11	3	0	0	0	緑地育成	新規追加
11	3	0	0	0	施設整備	11	4	0	0	0	施設整備	基準類の改定に伴う移動
11	4	0	0	0	グラウンド・コート整備	11	5	0	0	0	グラウンド・コート整備	基準類の改定に伴う修正
11	5	0	0	0	自然育成	11	6	0	0	0	自然育成	基準類の改定に伴う修正
11	5	3	1	1	本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工、その他これらに類する工種について定める。	11	6	3	1	1	本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、その他これらに類する工種について定める。	基準類の改定に伴う修正
11	5	3	21	0	牛・枠工						(削除)	基準類の改定に伴う修正
11	5	3	22	0	杭出し水制工						(削除)	基準類の改定に伴う修正
11	5	4	5	0	林地育成工	11	6	4	5	0	林地育成工	基準類の改定に伴う修正

令和4年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和3年7月版）						新条文（令和4年7月版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
13	1	3	16	1	(1) 受注者は、「JIS A 7201遠心力コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「工事監理者」を「監督員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。	13	1	3	16	1	(1) 受注者は、「JIS A 7201既製コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「工事監理者」を「監督員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。	JIS変更に伴う修正